

	育児休業中や時短勤務中の収入や負担
支給される給付金	一定の要件を満たすと雇用保険制度から支給 ・「育児休業給付金」 原則1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、休業前賃金額の67%相当額（180日経過後は50%）まで支給（育児休業に係る子が1歳に達する日の前日まで、一定の場合、1歳6か月または2歳に達する日の前日まで） ・「出生後休業支援給付金」(令和7年4月1日から) 子の出生直後の一定期間に、両親ともに通算して14日以上育児休業（産後パパ育休を含む）を取得した場合に、「出生時育児休業給付金」または「育児休業給付金」と併せて、休業前賃金額の13%相当額（育児休業の日数は最大28日まで）を支給 ・「育児時短就業給付金」(令和7年4月1日から) 2歳未満の子を養育するため、所定労働時間を短縮して就業し賃金が低下した場合に、時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額を支給
健康保険料・厚生年金保険料	労使とも免除 健康保険は通常通り給付。厚生年金の算定期間には保険料免除期間も含まれる。
雇用保険料	労使とも負担（無給の場合、負担なし）
労災保険料	使用者のみ負担（無給の場合、負担なし）

Q4. 仕事へ復帰!どんな支援制度があるの?

育児休業期間が終了して職場へ復帰する場合は、**原職又は原職相当職に復帰させるよう配慮すること**が法律で定められています。

また、その他様々な制度があります。

子の年齢	制度名	制度の概要
～1歳	育児時間	女性労働者から請求があった場合、授乳等の世話をを行う時間を休憩時間以外に1日2回各々少なくとも30分付与しなければなりません。
～3歳	所定労働時間の短縮措置	使用者は、子を養育する男女労働者が利用できる、1日の所定労働時間を原則6時間とする短時間勤務制度を設けなければなりません。
～小学校就学前	時間外労働の制限	子を養育する男女労働者が請求した場合、時間外労働が1か月24時間、1年150時間に制限されます。
	所定外労働の制限(残業免除)	子を養育する男女労働者が請求した場合、所定労働時間を超える労働が制限されます。
	深夜業の制限	子を養育する男女労働者が請求した場合、深夜（午後10時から午前5時まで）の労働が制限されます。
～小学校3年生修了	子の看護等休暇	子を養育する男女労働者が申し出た場合、①病気・ケガ、②予防接種・健康診断、③感染症に伴う学級閉鎖等、④入園（入学）式、卒園式のために、1年に5日まで（2人以上の場合は10日まで）、1日単位または時間単位で休暇を取得できます。

※下線部は、育児・介護休業法の改正により、令和7年4月1日から見直し（対象が拡大）されます。

もっと知りたい! 詳しくはこちら

●育児・介護休業法について（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



●育児・介護休業法 改正ポイントのご案内（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>



●仕事と育児カムバック支援サイト（厚生労働省HP）

<https://comeback-shien.mhlw.go.jp/index.html>



●育児休業等給付について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html

